別表2 (第4条関係)

補助対象経費	内 容
空き店舗等の改修費用	 床、内壁又は天井の張替え、塗替え又は新設 床、壁、窓又は天井の断熱 扉の交換又は新設 窓ガラス等の交換又は新設 カーテン等の交換又は新設 給排水又は給湯設備に関するもの トイレ等、衛生設備に関するもの 電気又はガスに関するもの エアコン、換気設備の設置 当該事業を営む上で通常必要と認められるもの 施工に係る解体・撤去に関するもの
外	 店舗部分に係る外壁等の張替え、塗替え又は新設 看板の設置に関するもの 施工に係る解体・撤去に関するもの
空き店舗等の賃借料	賃貸借契約等に基づく賃借料(敷金、礼金、駐車場費、 光熱水費、共益費、管理費、利用料、保証料、消費税等 を除く) ● 交付決定日の属する月から6か月を上限とする